

第 17 回 杉並区バリアフリー推進連絡会 議事録

会議名称	第 17 回 杉並区バリアフリー推進連絡会
日 時	令和 4 年 2 月 1 日（火）午後 2 時～午後 3 時
場 所	杉並区役所 西棟 6 階 第 5・6 会議室
出席委員	出席 36 名（代理出席含む）、欠席 2 名 【学識】 大原委員（副会長）、江守委員 【関係団体等】 西山委員、島津委員、井上委員、内山委員、 新井委員、石橋委員、伊能委員 【鉄道】 沖田委員（代理）、篠田委員、村里委員、齊原委員（代理） 【バス】 与田委員、小川委員（代理）、正殿委員（代理）、丸山委員（代理）、 濱田委員、久武委員 【警察】 大塚委員、田中委員、佐藤委員 【国土交通省】 上野委員 【東京都】 水沼委員（代理） 【杉並区】 有坂委員（会長）、友金委員、相馬委員、郡司委員、原田委員（代 理）、白井委員、福原委員、尾田委員、塚田委員、 伊藤委員、村野委員、河合委員
事務局	都市整備部管理課
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・（資料 1）第 17 回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿（令和 4 年 2 月 1 日現在） ・（資料 2）席次表 ・（資料 3）スライド資料（バリアフリー基本構想の改定について）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 バリアフリー基本構想の改定について <ol style="list-style-type: none"> （1）現行計画における特定事業計画の進捗について （2）アンケート調査について （3）改定に向けた課題整理・改定の方針について 4 質疑応答 5 講評 6 閉会

会議概要

1. 開会及び交代委員の紹介

○事務局

「第17回杉並区バリアフリー推進連絡会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、会議中は、マスクの着用にご協力お願いいたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染者数の状況を鑑み、直接ご来訪いただく対面方式と、リモートでご参加いただくオンライン方式の併用で開催しております。ご発言の際は、なるべくゆっくり、はっきりご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

会場にご来訪いただいている方につきましては、マイクを使ってご発言いただきますので、大変お手数ではございますが、ご発言の際には、その場で挙手をお願いいたします。

会議の記録のために録音、撮影をさせていただきますのでご了承願います。

【配布資料の確認】

次に、配布資料の確認です。本日の次第、(資料1) 第17回杉並区バリアフリー推進連絡会委員名簿(令和4年2月1日現在)、(資料2) 席次表、(資料3) スライド資料となっています。

続いて、交代した委員の方を紹介します。

(※交代委員の紹介)

【懸案事項の確認】

第16回推進連絡会での懸案事項についてご報告いたします。「バスの降車ボタンの位置について、ある程度統一してほしい」というご要望がありましたが、その後国土交通省より情報提供がありましたので、皆さまに共有いたします。

国土交通省で定める「バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)」において、車両等を新たに導入する際の公共交通事業者等の努力義務として、車いすスペースには、車いす利用者が容易に使用できる降車ボタンを設置することとなっております。また、参考事例として、車いすスペースの縦手すりに設置する降車ボタンは、床面より1400mmの高さに統一して設置しているとの記載があります。バス事業者の皆さまにおかれましては、既にご存じかと思いますが、情報共有し、今後の参考としていただければと思います。

2. 会長挨拶

○事務局

○会長（都市整備部長）

杉並区都市整備部長の有坂です。着座にてご挨拶させていただきたいと思えます。

本日はお忙しい中、お越しいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の第六波の最中で感染者数が多く、感染拡大している状況のため、本日はここにご出席いただいている方以外に、オンラインでも参加いただいています。ご了承のほどお願いいたします。

昨日、杉並区では、令和4年度の当初予算の記者会見が行われました。その際にもバリアフリーを一層推進する主要事業をお示ししております。1点目は、区内鉄道駅ホームドアの設置支援です。今後、京王井の頭線久我山駅や、JR各駅の設置を進めてまいります。2点目は、障害者スポーツの推進として、区立体育館におけるユニバーサルデザインを実施しています。より多くの障害者の方が身近な場所で、気軽にスポーツ、運動に親しめるよう、区立体育館で障害者スポーツ教室を実施いたします。昨年度に行われたパラリンピックで灯された灯を消さぬよう、本区としてもバリアフリーを一層進めてまいります。

今後、バリアフリー基本構想の改定とあわせ、ハード・ソフトの両面におきまして、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて一層尽力してまいります。加えて、本日の推進連絡会におきまして、杉並区バリアフリー基本構想の改定における課題を皆様と共有させていただき、より具体的に本区のバリアフリー化を進める足掛かりにしていきたいと思えます。

そのためにも、委員の皆様から内容について忌憚のないご意見をいただければと思えます。

3. 議事

○会長（都市整備部長）

第17回杉並区バリアフリー推進連絡会を進めます。では、次第3のバリアフリー基本構想改定について、所管課長の交通施策担当課長、尾田よりスライドを用いて説明します。

【バリアフリー基本構想改定について】

○交通施策担当課長

本日は、始めに報告事項を3点、その後皆さまにご意見を伺いたい意見交換事項を2点、そして今後のスケジュールをご説明いたします。

最初の報告事項「1.1 現行計画における特定事業計画の進捗」についてご説明します。

1. 報告事項

1.1 重点整備地区の実施状況

はじめに、重点整備地区の実施状況についてです。

区では、東京メトロ丸ノ内線方南町駅を含む「方南町駅周辺地区」を重点整備地区と定め、特定事業として77事業を進めてきました。

令和3年度9月時点で、各事業者様に事業の進捗状況を調査したところ、事業全体の約9割が実施済み、もしくは継続中であり、バリアフリー化の推進が図られています。

実施済及び継続している事業の具体的な内容は、駅のエスカレーターの設置や、公園の園路の整備、学校や事業者ごとの心のバリアフリー教育の推進です。一方、未着手となっている事業は、都道の電線類の地中化やバス停の屋根の設置など、都道、バス停に関する事業です。

1.2 重点整備地区の実施状況

続いて区政モニターアンケート調査結果について報告します。

なお、区政モニターアンケートの調査結果はあくまで、参考資料となります。これから改定する基本構想には、当事者アンケートの調査結果を反映していきますので、本日は、ご参考までにご紹介させていただければと思います。

現在、新たなバリアフリー基本構想、バリアフリー施策に当事者の意見等を反映させるため、「区政モニター登録者」、「区立保育園に通園する2歳児の保護者」、「杉並区いきいきクラブ連合会に所属する高齢者団体会員」、「杉並区障害者団体連合会に所属する障害者団体会員」の方を対象にアンケート調査を実施し、集計を行っています。

本日は、既に集計が完了している区政モニター登録者を対象としたアンケートの調査結果を報告いたします。

区政モニターアンケート調査は、197人を対象に実施し、172人の方にご回答いただきました。アンケートは、区民のバリアフリーへの意識を把握するため、25の設問を設定し、バリアフリーに関する言葉の認知度や理解度、駅やバス、道路のバリアフリーに対する満足度について回答いただきました。今回は、時間の都合上、概要のみ報告させていただきます。

設問の1つ目、「最もよく利用する駅や駅周辺」について、荻窪駅の回答が最も多く、八幡山駅が最も少なくなっています。傾向として、中央線の駅の回答が多く、西武新宿線の駅の回答が少なくなっていま

す。

続いて、「駅のバリアフリー化について」は、「満足・やや満足」の回答の合計が、「不満・やや不満」を上回っています。満足している点では「エレベーター、エスカレーターの設置」の回答が多く、不満な点では、「ホームドアがない」の回答が最も多くなっています。

「路線バスのバリアフリー化について」は、「満足・やや満足」の回答の合計が、「不満・やや不満」を上回っています。満足している点では「ノンステップバスなどが増えた」が最も多く、不満な点としては、「バス停の狭さ、屋根、ベンチの未整備」が多くなっています。

「道路のバリアフリー化について」は、「不満・やや不満」の回答の合計が、「満足・やや満足」を上回っています。不満な点では、「歩道の幅が狭い」の回答が最も多くなっています。

「信号等のバリアフリー化について」は、「満足・やや満足」の回答の合計が、「不満・やや不満」を上回っています。不満な点では、「歩行者信号の青の時間が短い、待ち時間がわからない」の回答が多くなっています。

「言葉の認知度について」、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の「言葉も意味も知っている」の回答は、いずれも5割を超えています。

まとめです。区政モニターアンケートの調査から、駅、路線バス、信号機や横断歩道については、バリアフリーの満足度は高く、バリアフリーの取組が進んでいる様子がうかがえます。道路については、満足度が低く、歩道の幅員の拡幅や段差の解消といった取組が求められています。

言葉の認知度について、「心のバリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」のいずれも認知度が高く、心のバリアフリーについては、国が掲げる目標値の約50%を大きく上回りました。

今後、当事者アンケートの調査結果が揃い次第、集計・分析の上、改定する構想に反映していきます。

1.3 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について

続いて、「移動等円滑化促進方針について」です。

平成30年11月に「バリアフリー法」が改正され、バリアフリーマスタープラン制度が創設されました。これは、高齢者や障害者、事業者などが広くバリアフリーの考え方を共有し、面的・一体的なバリアフリー化が進むように地区全体のバリアフリーの方針、「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」を定めるよう努力義務化された制度です。

基本構想の改定にあたっては、こうした法改正の動きを捉えて、バリアフリー化の推進に向けた方向性を見直していく必要があります。

移動等円滑化促進方針では、生活に密接に関連した施設が集まっており、バリアフリー化を促進すべき地区を「移動等円滑化促進地区」とし、全体の方針を定めることができます。

バリアフリー基本構想では、バリアフリー化事業が特に必要な地区を「重点整備地区」とし、生活に密接に関連した施設である生活関連施設やその間を結ぶ生活関連経路について、バリアフリー化の事業を進めます。

移動等円滑化促進地区を定めることにより、地区全体のバリアフリー化の方針が定まり、区域全体のバリアフリー化の水準向上が図られます。さらには、特にバリアフリー化が必要な地区を重点整備地区に定めることで、着実なバリアフリー化の整備の推進に繋がります。

区でもこうした改正の動きを踏まえ、従来の地区単位でのバリアフリー化の取組を示すバリアフリー基本構想の改定と同時に、新たに広範囲のバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針」の策定について来年度以降、検討していきます。バリアフリー推進連絡会におきましても、来年度の4月1日で要綱を改正し、「移動等円滑化促進方針」に関する意見交換も所掌事務に加えさせていただく予定です。

2.1 改定に向けた課題整理・改定の方針について

続いて、意見交換事項に移ります。1点目は、「改定に向けた課題の整理・改定の視点について」、2点目は、「重点整備地区の設定方針について」です。それぞれご説明させていただいたのち、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思えます。

初めに、「改定に向けた課題の整理・改定の視点について」です。

バリアフリー化に関する区を取り巻く主な現状と課題についてご説明します。

先程の報告事項でも取り上げましたが、改正バリアフリー法で、理念規定が設けられたこと、マスタープラン制度（移動等円滑化促進方針）が創設されたことから、区全体のバリアフリー化の推進に向けた方向性を改めて見直すことが求められています。

また、令和2年度の都市再生特別措置法の改正にともない、全国的に「居心地が良くなる歩きたくなる空間づくり」、「ウォーカブルなまちづくり」が推進されております。その様な中、当区は令和元年度末に、「ウォーカブル推進都市」として登録しており、現在まちづくりの中で検討しているところです。

杉並区の人口は、平成 30 年 1 月に実施した将来人口推計によると、令和 16 年度までは微増傾向が続き、区内の高齢者人口や高齢化率、障害者手帳の所持者数も増加傾向にあります。

こうした現状を踏まえて、区内のバリアフリー化の課題として、次の 4 点を挙げています。

1 点目は、バリアフリー法の改正に対応した、マスタープランの策定や、新たな事業の検討です。

2 点目は、歩行者中心のまちづくりの推進です。安心して通行できる歩道環境や幅員の確保、段差や舗装の劣化といった基盤整備やソフト事業の取組を検討する必要があります。

3 点目は、重点整備地区の見直しです。構想の事業進捗状況を見ると、バリアフリー整備については一定の成果を得たと考えることができますが、一部、未着手の事業については引き続き、取組が必要です。あわせて、再度区全体のまちづくりの動きやアンケート調査結果を踏まえ、重点整備地区を選定する必要があります。

4 点目は、現行の構想でも取り組んでいる「心のバリアフリー」の推進です。令和 2 年度のバリアフリー法改正において、心のバリアフリー推進のための取組として、「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想の作成などが位置付けられており、区民との協働による心のバリアフリーの一層の推進に取組む必要があります。

バリアフリー化の課題を踏まえ、構想の改定の方針を 5 つ決めました。

1 点目は、法改正への対応です。一体的、面的な整備を進めるため、移動等円滑化促進方針の策定等について検討を進めます。

2 点目は、地域公共交通計画との連動です。都市の魅力を向上させ、区が目指すべき「誰もが安心して安全に移動できる環境の創出」に向けて、公共交通のバリアフリー化と連動させながら、歩行者中心の歩きやすいまちづくりを進めていきます。

3 点目は、重点整備地区の見直しについてです。区全体のバリアフリー化の取組状況を把握の上、新たな地区の追加検討・新規事業を検討します。

4 点目は、実施事業の充実です。特に、心のバリアフリーに関連する情報提供や広報啓発活動、区民に対する学習機会の提供や学校教育との連携などの更なる充実を検討します。

5 点目は、区民参加によるバリアフリー化の実施です。まち歩き等の実施を通じて、当事者となる方々、事業者の方など多様な立場の人と考え方を共有しながら、検討を進めていきます。

こうした方針に対して、今後検討ができる具体的な取組を、一部、

ご紹介いたします。

先程、2点目で挙げた「地域公共交通との連動」については、次世代型電動車椅子「WHILL」やグリーンスローモビリティ等の〈新モビリティを活用した新たな交通サービスの検討〉や〈MaaS等の導入に向けた検討〉が考えられます。

また、先程4点目で挙げた「実施事業の充実」では、〈駅のホームドアの設置〉や〈教育委員会と連携した、心のバリアフリー教育の推進〉等が挙げられます。

2.2 重点整備地区の設定方針について

改めて重点整備地区について簡単にご説明します。

重点整備地区では、バリアフリー化すべき施設として「生活関連施設」これらの施設の間を繋ぐ経路として「生活関連経路」を定めます。

「生活関連施設」と「生活関連経路」は、必要に応じて特定事業を定め、施設設置管理者が主体となって重点的にバリアフリー化事業を進めるものです。

現行の基本構想では、重点整備地区の選定にあたって、区内の19駅を中心とした地区を重点整備候補地区とし、各地区に対して数値評価を行い、順位が高かった地区を重点整備地区としています。

数値評価は、高齢者や乳児人口等の人口要件、アンケート調査によるよく利用する駅の回答数等の配置要件、アンケートによる駅施設の満足度や道路の満足度などの課題要件について実施しています。

今回の見直しにあたっては、現行基本構想と同様に区内の19駅を中心とした地区を重点整備地区候補とします。数値評価にあたっては、より地域の実態を正確に反映することを目的に、生活関連施設数や、バス路線本数を数値評価の選定項目に加えました。

あくまで参考データとしての区政モニターアンケート調査になりますが、評価したところ、現時点では、「荻窪地区」「高井戸・富士見ヶ丘地区」の数値評価が高くなっています。加えて、今後のまちづくりの動向から「阿佐ヶ谷地区」も候補地としてお示しいたします。

最終的には、アンケート調査及びまち歩きの結果や特定事業に関する事業者様とのヒアリング結果を反映し、次回の推進連絡会にて重点整備地区を決定します。

3 今後のスケジュール

バリアフリー推進連絡会における、今後のスケジュールについてご連絡します。

次回の第18回バリアフリー推進連絡会は、来年度の7月頃の開催

を予定しております。主な議題としては、今回お示しさせていただいた方向性を基に、重点整備地区の確定をしていきたいと考えています。

なお、重点整備地区の確定の前には、6月頃にまちあるきを実施し、当事者の方のご意見を頂ければと考えています。特定事業の事業者様には6月のまち歩きまでにヒアリング等を実施させていただきます。

また、次々回の第19回バリアフリー推進連絡会は、来年度の9月頃の開催を想定しております。第19回では、重点整備地区における特定事業の内容について、議論をさせていただければと考えています。

その後は、11月の第20回推進連絡会で、基本構想の素案をお示しし、12月にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントを通し、基本構想案を修正した後、最終的には、来年度の2月に基本構想の改定版とさせていただく予定です。

続いて、杉並区地域公共交通計画の策定スケジュールです。

当担当課では、バリアフリー基本構想の改定に加え、地域公共交通計画の策定についても、並行して検討を進めています。

地域公共交通計画としては、昨年12月に条例による新たな協議会の設置を致しました。そして、来月3月1日に第1回となる地域公共交通活性化協議会を開催いたします。第1回地域公共交通活性化協議会では、計画骨子案についてお示ししていく予定です。

なお、地域公共交通計画は、バリアフリー基本構想の改定と同様に、来年度の2月に策定を予定しています。バリアフリー基本構想の改定においても、地域公共交通計画との連動を図りながら検討を進めていければと考えています。

4. 質疑応答

○会長（都市整備部長）

ありがとうございました。盛りだくさんの内容を駆け足で説明させていただきました。次第4に進みますが、今の説明を受けまして、皆さまから、ご質問、またご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。もしよろしければ、本日、委員としてご出席いただいております、各区民団体の代表の皆さまからご意見等を頂戴できればと思います。

島津委員、いかがでしょうか。

○島津委員

杉並区肢体不自由児（者）父母の会、島津と申します。駆け足で説明されたので、内容の理解が少々大変でした。

先日、障害者団体連合会にアンケート調査の依頼があり、当会からも回答を出しましたが、アンケートが大変回答しづらい内容となっております。例えば、「あなたの年齢は何歳ですか」という問から始まっていますが、障害者当事者の年齢なのか、それをサポートしている親の年齢を回答するのか、というところが引っかかりました。

また、その他の質問の内容も、「あなたはバリアフリーについて知っていますか」や、心のバリアフリーについて問われている内容が、障害者一人ひとりが答えられる内容ばかりではありませんでした。

さらに、最初に子どもの年齢を書き、続いて子どもが普段使う交通機関を回答するものがありましたが、その後の質問は誰の立場で答えるのか分からなくなる内容でした。そのあたりをもう少し工夫していただければよかったと思いました。

○会長（都市整備部長）

ご意見ありがとうございます。大変申し訳ございませんでした。今、いただいたご意見に対しましてはしっかりと受け止め、今後こうしたことがないように心掛けてまいります。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。井上委員、どうぞ。

○井上委員

杉並区いきいきクラブ連合会です。区より依頼されたアンケートは、連合会で取りまとめて区に返送したため、連合会では集計した結果を把握できていません。また、我々の日にちの都合で、うまく回収できなかったことが反省点ではあります。区で取りまとめが済んだらご提供いただければと思います。

○会長（都市整備部長）

続いていかがでしょうか。オンラインでご参加されている方、ご意見等はいかがでしょうか。

○江守委員

よろしいですか。

○会長（都市整備部長）

江守委員、お願いいたします。

○江守委員

多少、説明が聞き取りづらい部分、聞こえなかった部分もあるため、その点も含めて確認させてください。

まず、基本構想の特定事業計画の進捗についてですが、ハードウェアは9割程度整備できているということですが、残り1割について、今後、基本構想の改定の中でどのように取り扱いますか。

私としては、できないことは仕方ない部分もあり、9割の進捗は他の行政と比べても、だいぶ頑張っていると評価できると思いますが、いずれにしても出来上がって終わりということではありません。整備状況を確認しながら、さらに改善を進めていく、あるいはそれを上手に運用していくことも、バリアフリーやユニバーサルデザインの実現に向けては非常に重要と認識しています。

事業の進捗が9割であることが重要ではなく、今後、残りの事業をどのように取り扱っていくかが非常に重要だと思っていますので、その辺を議論できればいいかなと考えています。

その発展の一つが、地域公共交通計画といかに連携していくかということであり、この連絡会の非常に重要な部分と思っています。

まずはこの点について、いかがでしょうか。

○尾田委員（交通施策担当課長）

ご質問ありがとうございます。まず、現行の基本構想の特定事業計画で未着手となっている1割の取り扱いについて、まだハード面の整備が進んでいない箇所があります。先ほど、聞き取りづらかったということですが、残りの1割の内容は、都道の無電柱化や、バスの上屋の設置などです。これらを新たな基本構想の中で、再度、特定事業に設定できるかなども今後の調整事項になるという認識です。

また、その他の事業としまして、教育関連、心のバリアフリーの推進に関しても、改めて精査する必要性を感じています。

よって、ご指摘のとおり、地域公共交通計画との連動と、ソフト面の充実、新たなICTの活用等も視野に入れ、今後、さらに検討を進めたいと考えているところです。

○江守委員

ありがとうございました。

○会長（都市整備部長）

今の点について補足で申し上げます。ご指摘いただいたようにPDCAサイクルが重要であり、ハードウェアについても同様ですが、目標に

到達した、完成したら終了ではないと認識しています。その後その場でどのように使われていくのか、どういう利便性があるのか等については、引き続きしっかりと評価を続け、今後、改善が本当に必要かどうか、あるいはそのままで十分利用できているのか、10年は持つのかどうかといったことも、十分に議論を重ねていきたいと思ひます。他にいかがでしょうか。

○内山委員

質問してもよろしいでしょうか。

○会長（都市整備部長）

お願いします。

○内山委員

杉並区町会連合会から推薦で出席しています、内山でございます。1点質問ですが、重点整備地区の中で順位が一番となっている方南町駅周辺についてです。調査結果のうち、特に課題要件が17ポイントと大変高く、課題を抱えているというように書かれています。地元に住んでいる人間としては、どこがその課題なのかイメージが湧いていません。この点について、何か具体的な事項があれば、聞かせていただけますか。

○尾田委員（交通施策担当課長）

ご質問ありがとうございます。

方南町駅周辺地区は、先般、西側はエレベーターが設置されましたが、東側の通路は距離があるため、以前より東側への新たなエレベーターの設置のご要望をいただいています。こうした状況が今回の課題要件に影響しているものと考えています。

○内山委員

新井委員もご出席されているので、ご理解いただけたと思ひますが、大変に難しい課題だと思ひます。

方南町駅東側にエレベーターやエスカレーターをつけるのは、大変難しい課題だと認識しています。重点整備地区に指定しているため、何としても解決していくという一方で、課題の難しさをどう咀嚼するかで、取組み方法が変わってくるのではないかと思ひ、質問している次第です。

○会長（都市整備部長）

ありがとうございます。エレベーター等の設置が物理的に非常に困難であることは、区としても十分承知しております。

ただ、バリアフリーという大きな目標に向かって、どのようにアプローチしていくのか、今の状況のままで本当にいいのか、十分に議論をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。大原委員、お願いいたします。

○大原委員

少々勉強不足で申し訳ありません。先ほどの方南町駅東側のエレベーター設置について、もともとの特定事業計画の 77 事業の中に含まれていましたか。私の記憶では、入っていなかったように思います。

どの自治体でも同様だと思いますが、バリアフリー基本構想は、ほぼ確実に達成できるであろうという事業を特定事業として挙げ、国に提出し、区がこの事業を進めていくと宣言する仕組みだと思っています。

逆に言うと、基本構想を策定する段階で、できそうもないのであれば、特定事業として挙げてないと思います。それぞれの自治体のやり方ですが、達成の見込みがなく、かつ重大な課題として取り残されたものは、最後にまとめて記述される、という扱いが通常かと思っています。基本構想策定段階では事業化という形にできないものも多々あるというのが現実かと思いますが、いかがでしょうか。

関連して、特定事業の 9 割が達成できている中、達成できていないのは、先ほどご説明にもあったバス停の上屋などではないかと認識していましたので、確認させてください。

○尾田委員（交通施策担当課長）

ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、方南町のエレベーターの設置は一箇所のみということで、先ほど申し上げた東側のエレベーターの設置は、現行の基本構想の特定事業には含まれていません。

課題要件は、区政モニターアンケート調査の結果で満足度が低かったため、ポイントが高くなっています。今後、当事者の方のアンケート結果によって、数値が変動することが予見されています。

また、説明が前後しますが、未着手の特定事業には、ご指摘があったバス停の上屋設置の他に、都道の無電柱化も含まれています。今後、残っている課題について、次の構想の目標年次、令和 12 年度までに特定事業に挙げられるかどうかを含めて、調整させていただきたいと

思っております。

○大原委員

ありがとうございました。

やはりこのバリアフリー基本構想で非常に重要な点は、重点整備地区に一度指定されると、常に繰り返し建物も変わり、新しい整備要求が増えるなど人々のニーズも変わり続けるため、おそらくこれで完了ということはないのではないかという点です。

逆に言うとそれだけの覚悟を持って、最初に基本構想の重点整備地区を設定するわけですが、常に見直し、終わりが無いことを前提で取り掛かるというつもりでよいと思います。

今後、杉並区としてマスタープランの設定、重点整備地区として挙げる地区がいくつか増えると思いますが、基本的にはスパイラルアップして、よりよくなっていくためには、繰り返し検討し、終わりが無いという認識の方がよいと思っています。

5. 講評

○会長（都市整備部長）

ご意見ありがとうございました。他になれば、ここまでの経過を踏まえまして学識委員である江守委員と大原副会長からご講評をいただきたいと存じます。まず江守委員からお願いいたします。

○江守委員

皆さん、本日はオンラインによる参加で大変失礼しております。皆様のご健康が保たれるようお祈りしております。

バリアフリー基本構想の改定ということで、今回は、法律も大きく変わり、これまで重点整備地区に指定した中でバリアフリー化を進めてきたことを拡大解釈し、マスタープランという形につなげていこうという動きの中、今回、その土台をさらに検証しつつ、次に繋げるような情報を整理していただいたと思っています。

マスタープランは、いわゆる都市全体を面的に整備するという計画かと思いますが、その中で地域特有の課題等を抽出しながら、バリアフリーを推進していくという形だと思っています。

皆さま方、地域の方々による忌憚のないご意見でまとめていくことが非常に重要と思っています。

その中で、新しい課題としては、心のバリアフリーというような、ソフト面の整備と、さらには地域に住む方々の意識との連携を図りな

がら、よりよい地域を目指し、地域の価値を上げていくことだと思えますので、ぜひともご協力のほどよろしくお願いいたします。

私自身は、道路、あるいは歩行者の研究をしております、どちらかというところ公共空間、移動空間といったものを対象としています。バリアフリーを長年やっていると、もちろん、高齢の方、移動に障害をお持ちの方等、そうした方々によりよい空間を提供していこう、さらには安全な空間を提供していこう、ということが非常に重要だと思っています。もっと先の将来を見据えると、実は、そうした方々をサポートするようなロボットや MaaS 等を円滑に運用していくエリア等を実現させていくことこそが、実は様々な生活につながっていく、生活の改善、向上につながっていくと思っています。

業界的には、例えば視覚障害者誘導用ロボット、買い物支援のロボット化という話も進んでいます、そうしたものを円滑に運用していくハードウェアを地域に持ち、備えてあるようなエリアが、将来的には勝ち組になっていくのではないかと考えています。

バリアフリーについて、足元を見ると、そうした移動を担保していくことが重要だと謳われていますが、もう少し先の世界を見ると、自動運転や、様々なロボットが生活を支援していくような社会等も想像しつつ、次の世代につなげていくことも重要だと思っています。

そのような視点でも、皆様方のご意見、あるいは協力を賜ればと思っています。

○会長（都市整備部長）

ありがとうございます。貴重なご講評をいただきまして御礼申し上げます。今、ご意見いただいたように、東京都でも 2040 年の自動運転化社会を見据えたまちづくりを進めております。江守委員のご発言にあったように、自動運転社会の中で行政の果たす役割で何が一番重要かと問われた時に、道路整備だと回答されておりました。

技術は着々と前に進みますが、道路の整備の進行状況は、23 区中杉並区は 22 番目の状況にあります。しっかりと将来を見据え、今、遅れているといわれている道路整備に、着手していきたいと思えます。

併せて、ご講評いただいた点につきましてもしっかりと受け止め、今回の改定にも取り入れていきたいと思えます。ありがとうございます。

では、大原副会長よろしくお願いいたします。

○大原委員

杉並区でバリアフリー基本構想を取り上げるにあたり、次の段階、

第2段階に来ているような気配を感じていますので、1、2点お伝えしたいと思います。

今回、マスタープランという仕組みができ、移動等円滑化促進地区という地区を、エリア設定できるようになりました。

今までは、バリアフリー基本構想で、その下にある重点整備地区を区分けすることができましたが、2つ目の地区の名前ができたことで、一見緩やかに地区設定ができるようになりました。これにより、さらに幅広く、様々な意味でバリアフリーの方向性が示されることはよいと思いますが、実はそのもとになっている重点整備地区がどれほどの意味があったのかを考えると、なかなか深まってない問題だと思っています。

これは様々な自治体、国にも提言していますが、重点整備地区は、はっきり言うと、バリアフリー基本構想の生活関連施設、生活関連経路を選定するためのエリアという形に、現状ではなっています。

つまり、エリアの中で道路や建物など様々な特定事業を行うために重点整備地区を設定する、そのための線引きという意味合いが強過ぎると思っています。

そのために、バリアフリー基本構想を策定する最初の段階でのみ有効な概念で、つくったら、その線引きの意味があまりなくなってしまうという感覚になります。

つまり、ある施設がバリアフリーの重点整備地区内に入ってよかったと思うかと尋ねても、入っている所と入っていない所では、あまり違いはありません。これは、いわゆる一般的な都市計画に関連する様々な地区と、全く異なって、あまり実効性を持ってない地区設定になってしまっているのが現実です。

そこを、何とか意味を持てるように、都市計画的なものと連動させていく、もちろん地区計画とか建築協定のような法的な位置付けは無理だと思っていますが、住民協定程度は検討できると思っています。

また、例えば、お金がかかる話ばかりで申し訳ありませんが、バリアフリーの重点整備地区内では、店舗の入口の段差等の解消に関しては、多少区が補助を出す等、この地区に選定されているところでしかできないことがないと、意味がないのではないかと考えています。

そのため、今までは、重点整備地区のエリア設定と特定事業があり、特定事業は一応、実行することが担保されていますが、その後発生した様々なものに関しては、必ずしもバリアフリー化できるかどうかは分かりません。民間がつくるような建物等ではできないことも多数出てきます。

つまり、バリアフリー基本構想に位置付けられていなければ、強く

言えないという現実があります。そのため、2段階の地区設定ができるようになりましたが、まず第1段階である重点整備地区であっても、それほどの実効性を持っていない感覚が私にはありますので、ここで意味付けができるようなことを考えてもらいたいと思います。

たとえば、重点的にバリアフリー化を進められるための補助制度のようなものとして、公共施設・地区センター等をつくる際に、あらかじめ当事者の意見を聞いて、設計段階で配慮する取組を進めていくということではどうでしょうか。こちらは、この連絡会でも何回か話題になっているように、実現しそうな気配を感じていることの1つです。

こうした取組を重点整備地区内で進め、例えば公共施設を建てる場合には、必ずこの仕組みを取る等、バリアフリーを進めていく意識を地域の中にきちんと位置付けられる工夫として考えてもらえるとうよいと思っています。

今後、地区が広がることで、あちこちでバリアフリー化を宣言する地区は増えるかもしれませんが、やはり実効性を持たせないといけないと思います。ぜひ、その仕組みづくりを、区としては考えていただけるとよいと思っています。

今後、具体的に他の重点整備地区等が課題として挙がってくると思いますので、その都度、様々な話を進めていければよいと思っています。

その他、気になっている点としては、例えば心のバリアフリーという言葉は本当にこれでよいのかという議論が、実は当事者団体等では出てきています。

単に優しさや思いやりという方に流れていきそうな動きがありますが、そうではなく、基本的に当事者の方、それぞれの立場の理解を進めていくということだと思っています。

例えば、アンケート等で、バリアフリーやユニバーサルデザインに関しての社会モデルを理解しているかと聞くと、ぐっと認識率が減ってしまうのではないかと思います。しかし、本来このバリアフリーの世界で心のバリアフリーを進めていくということは、そういう他者への理解を進めていくということです。

それによって、実は使いづらさのようなものは、社会が引き起こしているという社会モデルに入っていくという考え方がすごく重要です。

心のバリアフリーに対する事業を、今、様々な場所で考えるようになっていますが、実はその点を理解してもらわないと、途端に難しい問題となってしまいます。

この連絡会には、教育委員会も入っていますので、先ほどの点と、きちんと心のバリアフリーの求めているものが何かという議論を進めていかなければ、非常に表層的な話で終わってしまいます。

区民としては、その点をしっかり進めてもらいたいと強く思っています。杉並区がよりよいバリアフリー基本構想を実現する、バリアフリー化の街として展開できるためには、そのあたりがポイントだと思います。

○会長（都市整備部長）

講評ありがとうございます。

多くのご助言をいただきました。実効性のあるもの、また他者の理解、そうしたものをしっかりと入れていくような形で進めることができるよう、教育委員会事務局の庶務課長や学校整備課長も参加しておりますので、しっかりと実行できる方法を考えてまいります。ありがとうございます。

以上で本日の推進連絡会を終了といたします。次回の推進連絡会等については、事務局から事務連絡がございました。

6. 閉会

○事務局

事務連絡をさせていただきます。本日は第17回バリアフリー推進連絡会にご参加いただき、誠にありがとうございました。今回の連絡会の質疑応答等の議事録につきましては、まとめ次第、参加委員の方に案文を送付させていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。また、確定版の議事録につきましては区のホームページで公表させていただく予定でございますので、ご了承ください。

次回の推進連絡会の開催についてですが、来年度の7月を予定しております。なお、推進連絡会の前には6月頃にまち歩きを実施する予定です。詳細が決まりましたら、改めてご連絡を差し上げますので、よろしくようお願いいたします。また、本日、駐車場、駐輪場をご利用されている方は、後ほど事務局にお声掛けいただきますようお願いいたします。

○会長（都市整備部長）

では、これをもちまして第17回杉並区バリアフリー推進連絡会を閉会いたします。ご参加いただきありがとうございました。